

2 手 帳

身体障害者手帳

内 容 身体に障害のある方が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると東京都に認められた場合に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請に基づいて東京都から交付されます。

各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

障害程度によって1級～6級に区分されます。

対象となる障害：視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

身体障害者障害程度等級表（→132ページ）

申 請 （1）これから手帳を申請する方
必要なもの

- ①指定医の診断書・意見書（用紙は窓口にあります。）
- ②写真（たて4cm×よこ3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影）
- ③印かん
- ④「マイナンバーカード」または「通知カードと本人確認書類」

（2）次の場合は手続が必要となります。

- ①住所が変更になったとき
- ②氏名が変更になったとき
- ③本人が死亡したとき（返還）
- ④手帳を紛失・破損したとき（再交付）
- ⑤障害の程度が変わったとき

問合せ 障害者支援課身体障害相談係

☎ 03-3647-4953（深川地区）、03-3647-4958（城東地区） FAX03-3647-4910

愛の手帳（療育手帳）

内 容 東京都が発行する手帳で、知的障害のある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。東京都が障害程度を総合判定し、1～4度に該当する場合交付されます。なお、国の制度として療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。

申 請 （1）以下の場合には判定が必要となります。

- ①新規に手帳を申請する方
- ②手帳の年齢更新をする方
- ③障害の程度が変わり、再判定を希望する方 愛の手帳判定基準表（→135ページ）

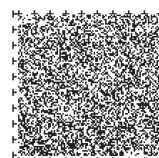
18歳以上：東京都心身障害者福祉センター

18歳未満：東京都江東児童相談所

※3歳・6歳・12歳・18歳に達したときは、年齢更新の判定が必要となります。

（2）次の場合は手続きが必要となります。

- ①住所が変更になったとき（本人または保護者）
- ②氏名が変更になったとき（本人または保護者）



問合せ

- ③本人が死亡したとき（返還）
- ④手帳を紛失・破損したとき（再交付）
- （1）新規・更新・再判定
- 18 歳以上：東京都心身障害者福祉センター
☎ 03-3235-2961 FAX 不可
〒 162-0823 新宿区神楽河岸 1-1
東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14 階
- 18 歳未満：東京都江東児童相談所
☎ 03-3640-5432 FAX03-3640-5466
〒 135-0051 枝川 3-6-9
- （2）手帳の住所・氏名等変更、返還、再交付
障害者支援課愛の手帳相談係
☎ 03-3647-4954 FAX3647-4910

精神障害者保健福祉手帳

- 対象者** 精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方
- 内 容** 一定の精神障害にあることを証明するもので、障害程度によって 1 級～ 3 級に区分されます。各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。
有効期間：2 年間
- 申 請** （1）これから手帳を申請する方および更新の方
必要なもの
- ①申請書（窓口にあります。）
 - ②指定の診断書（用紙は窓口にあります。）または障害年金の証書（精神疾患に基づく障害年金を受給されている方）と同意書
 - ③写真（たて 4cm × よこ 3cm、脱帽、上半身、1 年以内に撮影）※加工したものは不可
 - ④現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳（更新・変更の場合）
- 更新の手続き：有効期限の 3 か月前から手続きできます。
- （2）次の場合は手続きが必要となります。
- ①住所を変更したとき
 - ②氏名を変更したとき
 - ③手帳を紛失、破損したとき
 - ④障害の程度が変わったとき
- 問合せ** 保健所保健予防課保健係・各保健相談所管理係（→ 11 ページ）

